

生ごみ処理機器購入補助制度

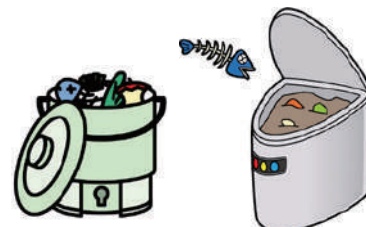
武蔵村山市が収集している可燃ごみのうち、約40%が生ごみです。生ごみの減量は、可燃ごみの減量にとっても効果的です。市では家庭用及び業務用生ごみ処理機器を使って生ごみを減量していただける方のために、購入費の一部を補助しています。

補助対象者

- ・ 市内に住所を有する方
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する方

対象機器

- ・ 微生物（バイオ）により生ごみを分解処理する本体機器
 - ・ 生ごみを熱乾燥させて減量する機器
- ※ 電動式以外の機器も対象となります。
- ※ ただし、次のような機器は対象にならない場合がありますので、購入の際はごみ対策課までご相談ください。
- ・ 流し台の排水口から下水道に流し込む機器（ディスポージャー）
 - ・ 機器本体の購入価格が不明なもの



補助額

生ごみ処理機器の1日当たりの処理能力	補助金額（100円未満切捨て）
10kg以上（業務用）	本体購入金額（税抜）の2分の1（上限30万円）
10kg未満（一般家庭用）	本体購入金額（税抜）の2分の1（上限4万円）

申請できる期間

機器を購入した日から60日以内、又は当該年度の3月31日まで

必要書類

- ・ 生ごみ処理機器購入補助金交付申請書兼請求書
（ごみ対策課窓口で配布又は市ホームページでもダウンロード可）
- ・ 本体購入時の領収書等（税抜本体購入金額、購入者、購入日がわかるもの）
- ・ 購入機種のがわかるパンフレット、取扱説明書等
- ・ 印鑑（ゴム印、スタンプ印不可）
- ・ 口座情報（名義、銀行支店名、口座番号が分かるもの）

申請・問合せ先

ごみ対策課窓口（緑が丘出張所等での受付は行っていません。）

※年度によって、制度に変更が生じる場合があります。

制度の詳細や、申請書ダウンロードについてはホームページをご確認ください。



詳しくはこちら